

い〜まC r e a 中川 I (児童発達支援・放課後等デイサービス)
重要事項説明書

この重要事項説明書は、児童福祉法第21条の5の18第3項の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

エム・オーヒューマンサービス株式会社は、利用者に対して児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供します。

施設・設備の概要や提供される放課後等デイサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	エム・オーヒューマンサービス株式会社
法人所在地	名古屋市千種区茶屋坂通二丁目14番地
代表者氏名	代表取締役 奥野 悦弥
電話番号	052-385-0515
FAX番号	052-712-1665
ホームページ	http://www.mohs.co.jp

2. 事業の目的と運営の方針

種類	児童発達支援・放課後等デイサービス (令和2年11月1日指定) 事業所番号2351300039
目的	利用者が可能な限り、その地域における生活が継続できることを念頭に置いて、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう適切な支援を行うことを目的とします。
名称	い〜まC r e a 中川 I
管理者	小島 翔太
児童発達支援管理責任者	小島 翔太
所在地	愛知県名古屋市中川区花池町1丁目39番地MODSビル
主たる対象者	指定通所支援を提供する主たる対象者は、特に定めない。 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童 (発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。) を対象とする。
利用定員	児童発達支援と放課後等デイサービスを合わせて10名
営業日	月曜日から金曜日と第2土曜日とする。ただし、国民の祝日、夏季休業期間、年末年始休業期間等のあらかじめ指定する期間並びに職員研修日を除く。
営業時間	午前10時から午後7時までとする。ただし、学校休業日は午前8時30分から午後5時30分までとする。
サービス提供日	第1単位 (児童発達支援) 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、夏季休業期間、年末年始休業期間等のあらかじめ指定する期間並びに職員研修日を除く。 第2単位 (放課後等デイサービス) 月曜日から金曜日、第2土曜日とする。ただし、国民の祝日、夏季休業期間、年末年始休業期間等のあらかじめ指定する期間並びに職員研修日を除く。
サービス提供時間	第1単位 (児童発達支援) 午前10時から午後2時までとする。 第2単位 (放課後等デイサービス) 午後2時から午後5時30分までとする。ただし、学校休業日は午前10時から午後4時までとする。ただし、早期下校の際は午前11時から午後5時30分までとする。
通常の事業の実施地域	名古屋市中川区・中村区・港区の一部
運営方針	別紙 児童福祉法に基づくい〜まC r e a 中川 I 運営規程による
電話番号	052-363-8383
FAX番号	052-369-2325
電子メール	iema-nakagawa@mohs.co.jp
ホームページ	http://www.mohs.co.jp
開設年月日	平成24年4月1日

3. 職員体制

職 種	区 分				常勤換算後の職員数	指定基準
	常勤		非常勤			
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1			0.5	1
児童発達支援管理責任者		1			0.5	
保育士				2	0.21	サービス提供 時間中2名
児童指導員	2		2		2.82	
言語聴覚士				2	0.23	
指導員				2	0.03	

4. 職員の勤務体制 ※学校休業日は下記の限りではありません。

職 種	勤 務 時 間
管理者兼児童発達支援管理責任者	午前10時00分 ~ 午後7時00分 など
児童指導員等 (常勤)	午前10時00分 ~ 午後7時00分 など
児童指導員等 (非常勤)	午後1時 ~ 午後6時 など
児童指導員等 (非常勤)	午後1時 ~ 午後6時 など

5. 障害児通所支援の利用料及び概要

(1) 利用者の定率負担額

児童福祉法に基づく負担額となります。

(2) 利用に係る実費負担等

利用に係る下記の費用は実費相当額をいただきます。

①創作活動、レクリエーション等実践に係る材料費等の費用。(その都度内容を説明します。)

②食事・おやつ等の提供に係る費用。(食事代400円・おやつ代100円) ※放課後等デイサービスのみ

③その他の費用として、当該サービス利用にあたりご負担いただくのが適当な実費等。

※放課後等デイサービスの昼食キャンセルが前日の正午(午後0時)を過ぎますと食事代を請求させていただきます場合がございます。キャンセル時には速やかにご連絡ください。

また急病等の理由によるキャンセルについて欠席時対応加算を算定した場合は、利用者負担上限月額の内範囲内で利用者負担額を請求させていただきます。

(3) 児童福祉法に基づく障害児通所給付費から給付されるサービス

児童福祉法に基づく障害児通所給付費(市町村から支給される額)及び利用者の定率負担額等の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、利用者個人について提供するサービスの内容については、「い〜まC r e a 中川 I 利用契約書」第4条により作成する個別支援計画に基づくものとします。

種 類	内 容
日常生活訓練	日常生活における基本的動作の訓練
集団生活適応訓練	会話、SST等
個別指導、グループ指導	学習指導、言語訓練等
創作的活動	絵画、工作、音楽等
レクリエーション	季節行事等
社会参加に関わる活動	外出活動等
更生相談	医療、福祉、生活の相談等
介護方法の指導	家族等に対する介護技術指導等
健康指導	健康チェック、健康相談
介護サービス	更衣、排泄等の身体介助
送迎サービス	事業所の所有による車両により、自宅(学校)と事業所との間の送迎を行う。(放課後等デイサービスのみ)

